

第707回通関協議会（本関地区）

- 1、日 時 平成29年 5月 9日（火）12時より
- 2、場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室
- 3、議題等（敬称略）

（1）申告官署の自由化実施・通関業法の見直しに伴う通達改正の概要について

業務部 通関総括第1部門 星野統括審査官

業務部 山本首席通関業監督官

（2）誤びゅう防止について

調査部 長山調査統計課長

次回開催予定日 **平成29年6月6日（火）** 12:00～

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp

1. 輸出入申告官署の自由化による輸出入申告（自由化申告）

【特例輸出申告（67の3-1-1）、特例輸入申告（67の19-1）】

○ 申告官署と蔵置官署が異なる場合の取扱い

- (1) 検査・貨物確認に係る貨物の指定（検査指定）は、蔵置官署において行う。

(67の3-1-1(1)①、67の19-1(1)①)

※ 検査指定から検査の終了までの間の通関業者等との連絡は、検査指定を行った税関官署において行う。

(67-1-8、67-3-11)

- (2) 申告は、電気通信回線の故障、天災又はNACCSの稼働停止等があった場合を除き、NACCSを使用して行う。(67の3-1-1(2)、67の19-1(2))

- (3) 申告撤回は、原則、次の場合に行うことが可能。(67の3-1-1(3)、67の19-1(4))

① 貨物が輸出（輸入）されなくなったことその他の事由により当該貨物が輸出（輸入）の許可を受ける必要がなくなった場合

② 特例輸出申告又は特例輸入申告の対象とならない貨物※について申告を行った場合

※ 輸出貿易管理令に定める武器関連物資等、MDA協定（日米防衛相互協定）該当貨物

③ ワシントン条約該当貨物について、指定官署以外に対して申告を行った場合（輸入に限る。）

④ 郵便物以外の貨物について、外郵官署に対して申告を行った場合

⑤ 特定外来生物について、指定官署以外に対して申告を行った場合（輸入に限る。）

2. 自由化申告の添付書類の提出

○ 次の場合を除き、「申告添付登録（MSX）」業務により電磁的記録により行う。

（67の3-1-2、67の19-2）

- ① 電気通信回線の故障、天災又はNACCSの稼働停止等があった場合
- ② MSX業務の容量制限等のために、一の申告に係る添付書類の全てを電磁的記録により提出することができない場合
- ③ 添付書類を原本により確認する必要があると認められる場合

3. その他

○ 輸出申告又は輸入申告に関連する手続について、処理を行う税関官署を規定

【例】 申告官署において行うもの・・・開庁時間外の執務を求める届出、修正申告、本船扱い等の承認申請 等

蔵置官署において行うもの・・・知的財産侵害疑義物品、児童ポルノ等物品、分析見本の採取に係る手続及び指定地外検査の許可申請 等

○ 開庁時間外の執務を求める届出については、自由化申告により申告官署と蔵置官署が異なる場合には、両官署の開庁時間内に申告官署に行く。（98-1(5)）

1. 暴力団排除条項への対応【通関業法（以下「業法」といいます。）第6条関係】

通関業法基本通達の改正状況

(1) 法第6条第11号に規定する「暴力団員等によるその事業活動を支配されている者」の定義を追加	6-4-2新設
(2) 暴力団員又は暴力団員等により事業活動を支配されている者であるか否かの確認手続を追加	6-5-8新設

2. 認定通関業者の営業所の新設【業法第9条関係】

認定通関業者が営業所を新設する場合の届出に係る規定を追加	9-1新設
------------------------------	-------

3. 料金の掲示【業法第18条関係】

(1) 通関業務料金の最高額及び料金表を適用しない手続に係る規定を廃止	18-1、18-2削除
(2) 料金の掲示についての規定の追加	18-1新設

4. 業務改善命令【業法第33条の2関係】

(1) 業務改善命令の対象範囲の例示規定を追加	33の2-1新設
(2) 命令発出に係る手続等に関する規定を追加	33の2-2、33の2-3新設
(3) 改善のため必要な期限の経過後、改善が行われない場合に監督処分を検討する旨の規定を追加	33の2-4新設

5. 財務大臣から税関長への権限の委任について【業法第40条の3及び業法施行令第14条関係】

(1) 業法施行令第14条に規定する「主たる」営業所の例示規定を追加	40の3-1新設
(2) 「主たる」営業所の変更を要する際の手続に関する規定を追加	40の3-2新設

6. その他

(1) 営業区域制限及び需給調整条項に係る規定を廃止	5-3削除
(2) 在宅方式による通関業務の従事に係る規定を追記	8-4新設
(3) 報告様式等の簡素化 等	様式改正 等

平成 29 年 5 月

各 位

横 浜 税 関

誤びゅう防止のお願い

平素、税関行政にご協力いただき有り難うございます。
表題の件につきまして、今年に入り申告貨物数量や金額などに大きな誤びゅうが散見されております。

誤びゅうの原因をいくつか例示しますと、

1. 統計品目番号（分類）の誤りにより、1 件で当該品目の全国の年間輸出実績数量を大きく超えてしまった。
2. 通貨種別を日本円 (JPY) で申告するところ、米ドル (USD) で誤って申告してしまい、結果 100 倍近くの金額差が発生した。
3. インボイス記載数量のカンマ (,) と小数点 (.) を見間違えて申告、若しくは計上単位を MT で算出すべきところをインボイスに記載された KG 数量で申告したため、結果 1,000 倍近くの数量差が発生した。

などです。

貿易統計データは、通関業者や輸出入者の皆様が作成した輸出入申告書を基に集計されており、我が国の経済政策策定のための基礎資料や各業界の貿易指標等に幅広く利用されています。データの誤びゅうは、貿易統計の信頼性を揺るがす重大な事案となります。

つきましては、添付のチラシ「誤びゅう防止にご協力ください！」を、NACCS 端末などの近くに掲示していただくなどし、誤びゅう防止にお役立ていただきますよう、お願い申し上げます。



通関業者の皆様へ

平成29年5月
横浜税関

誤びゅう防止にご協力ください！

貿易統計データは、我が国の経済政策策定のための基礎資料や各業界の貿易指標等に幅広く利用されており、データの誤びゅうは、貿易統計の信頼性を揺るがし、国際間の摩擦を引き起こしかねません。

- ✓ 統計品目番号(分類)は正しいですか？
- ✓ 通貨種別(USD、JPY等)は正しいですか？
- ✓ 計上単位(KG、MT等)は正しいですか？
- ✓ カンマと小数点を見間違えていませんか？
- ✓ 国コードは正しいですか？
- ✓ 特に、NACCS画面の価格再確認欄に「L」、「H」が表示された場合は、申告内容の再確認をお願いいたします！！

